

# 茨城県環境アドバイザー派遣要領

## (目的)

第1条 この要領は、茨城県環境アドバイザー制度要綱第7条の規定に基づき、その実施に関して必要な事項を定めるものとする。

## (派遣対象)

第2条 アドバイザーの派遣対象とする講演会等は、公民館、住民団体、自治会、学校、PTA、中小企業者が主催するもので、次の各号に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 県内において開催されるもの
- (2) 県民又は県内に通勤若しくは通学する者を対象に開催されるもの
- (3) 受講者等の要件は以下のとおりとする
  - ・講演会・学習会 20人以上
  - ・自然観察 15人以上
  - ・学校・保育所・幼稚園 相談により対応
- (4) 政治、宗教及び営利を目的としないもの

## (講演会等の内容)

第3条 講演会等の主なテーマは、地球環境（地球温暖化、省エネルギー等）、地域環境（大気環境、水環境、廃棄物等）、自然環境（自然体験・自然観察等）、生活環境（化学物質、エコライフ等）、環境パートナーシップ（環境学習、環境マネジメント等）とする。

## (派遣手続)

第4条 アドバイザーの派遣を希望する講演会等の主催者（以下「主催者」という。）は、原則として実施1ヶ月前までに、茨城県環境アドバイザー派遣申請書（様式第1号）（以下「派遣申請書」という。）により、知事に申請するものとする。

- 2 知事は、派遣希望日が当該年度内に属する派遣申請書を、4月1日から1月末日まで受け付けるものとする。ただし、当該年度の予算の範囲を超えた場合はこの限りではない。
- 3 知事は、派遣申請書を審査し、主催者にその採否を通知するものとする。

## (実施報告)

第5条 主催者は、茨城県環境アドバイザー派遣講演会等報告書（様式第2号）により、講演会等を実施した日から10日以内に知事に報告するものとする。

## (派遣回数)

第6条 アドバイザーの派遣は、同一主催者に対して同一年度中3回以内とする。

## (電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第7条 第4条及び第5条の規定による申請等については、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 茨城県知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年茨城県規則第60号）の規定は、前項の規定により行われた申請等について準用する。

## 付 則

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

2 この要領中、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に規定する中小企業者及び中小企業金融公庫法（昭和 28 年法律第 138 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に規定する事業組合とする。

付 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。